

平成23年司法試験(新司法試験)受験案内

司法試験委員会

1 出 願

【出願期間】 平成22年11月24日(水)～平成22年12月7日(火)

【平成22年12月7日(火)までの消印有効】

【受験票発送】平成23年4月18日(月)を予定

2 試験日程

【試験の期日】平成23年5月11日(水), 12日(木), 14日(土), 15日(日)

【時間割及び試験科目】

試験の期日	集合時刻	着席時刻	試験時間	試験科目
5月11日(水)	8:30	9:00	9:30～12:30 (3時間)	論文式試験(選択科目)
	—	13:30	13:45～15:45 (2時間)	論文式試験(公法系科目第1問)
	—	16:15	16:30～18:30 (2時間)	論文式試験(公法系科目第2問)
5月12日(木)	9:00	9:30	10:00～12:00 (2時間)	論文式試験(民事系科目第1問)
	—	13:00	13:15～15:15 (2時間)	論文式試験(民事系科目第2問)
	—	15:45	16:00～18:00 (2時間)	論文式試験(民事系科目第3問)
5月13日(金)	—	—	—	—
5月14日(土)	8:30	9:00	9:30～11:30 (2時間)	論文式試験(刑事系科目第1問)
	—	12:30	12:45～14:45 (2時間)	論文式試験(刑事系科目第2問)
5月15日(日)	9:30	10:00	10:30～13:00 (2時間30分)	短答式試験(民事系科目)
	—	14:00	14:15～15:45 (1時間30分)	短答式試験(公法系科目)
	—	16:15	16:30～18:00 (1時間30分)	短答式試験(刑事系科目)

【短答式試験成績通知書発送】平成23年6月中旬

【合格発表】平成23年9月8日(木) 発表方法等詳細については、後日法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/>) にてお知らせします。電話による合否の問い合わせには一切応じません。

平成23年9月29日(木) 官報公告

【合格通知書兼成績通知書発送】平成23年9月下旬

【合格証書授与】平成23年9月下旬

3 試験地

札幌市, 仙台市, 東京都, 名古屋市, 大阪市, 広島市, 福岡市

各試験地における試験場については、平成23年1月下旬ころ、官報及び法務省ホームページでお知らせします。また、受験票に記載して通知します。

目 次

第1	受験資格	1
第2	出願手続	1
1	出願手続	1
2	新司法試験及び旧司法試験の併願	2
3	提出書類	2
4	受験資格の証明	4
第3	出願後の記載事項の変更	5
1	氏名，郵便物送付先住所(郵便番号)，電話番号又は本籍地の変更	5
2	試験地の変更	5
3	選択科目の変更	5
第4	受験者に交付される書類	6
第5	個人情報の取扱い	6
第6	受験上の注意事項	7
1	携行品	7
2	注意事項	7
第7	身体に障害や傷病等がある場合の受験特別措置	8
1	受験特別措置の申出	8
2	受験特別措置の実施方法等についてのお知らせ	8
3	受験特別措置の対象となる障害の種類・程度及び特別に措置する事項	9
第8	参考事項	11
参考1	新司法試験	11
参考2	受験資格	12
参考3	受験資格確認フロー	13

受験願書の提出先及び受験に関する問い合わせ先は，次のとおりです。

【受験願書の提出先】

司法試験委員会 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省内

【受験に関する問い合わせ先】

法務省大臣官房人事課 新司法試験係

TEL 03-3580-4111 (代)

FAX 03-3592-7603

問い合わせへの対応：9:30～12:00，13:00～18:00

(土曜日，日曜日及び祝日等の休日を除く。)

司法試験に合格すると，司法修習生となる資格が与えられ，司法修習修了後は，裁判官，検察官又は弁護士となることができます。それぞれの詳細に関する問い合わせ先は，次のとおりです。

司法修習について	最高裁判所人事局任用課	03-3264-8111
裁判官について	同 上	同 上
検察官について	法務省大臣官房人事課	03-3580-4111
弁護士について	日本弁護士連合会	03-3580-9841

第1 受験資格

司法試験(新司法試験)は、司法試験法(昭和24年法律第140号)に基づいて実施されます。平成23年に実施される司法試験(新司法試験)の受験資格は、受験時において法科大学院の課程を修了し、かつ、5年間の期間において受験回数制限(3回)の範囲内である者です(12ページ「参考2 受験資格」参照)。

第2 出願手続

1 出願手続

出願手続には「郵送による出願」と「電子出願」があります。出願は、本受験案内及び法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)のとおり行ってください。受験願書を直接持参しても受理しません

(1) 郵送による出願

ア 出願用紙(平成23年新司法試験受験願書)の提出

受験を希望する者は、出願用紙に必要事項を記入の上、出願期間内に司法試験委員会あてに郵送(書留)で提出してください。

【出願期間】

平成22年11月24日(水)から平成22年12月7日(火)まで

- ・平成22年12月7日(火)までの消印があるもの限り受け付けます。出願期間を過ぎたものは受理しません。

イ 注意事項

次の点に注意して出願してください。

- ・出願用紙の記入及び添付書類等が完備していることを確認すること。
- ・司法試験委員会交付の出願用封筒を用い(出願用封筒1通につき、1人分の出願書類を封入してください。)、必ず郵便局の窓口で「書留」扱いとすること。
- ・発送の際、消印の日付が出願期間内であることを必ず確認すること。(出願用紙の記載事項や添付書類に不備がある場合、出願期間内に補正を完了する必要があります。出願手続は、できる限り早めに行ってください。)

(2) 電子出願

ア 出願手続

出願手続は、インターネットを利用して、法務省オンライン申請システムから行うことができます。詳細については法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)から「オンライン申請」の項を御覧ください。なお、電子出願を行う場合は、申請者自身において、自らの電子証明書を事前に取得する必要があります。

利用可能な電子証明書の詳細等については、上記ホームページを御参照ください。

イ 対象者

電子出願の対象者は、法科大学院の課程を修了した者(出願時まで修了した者)に限られます。平成23年3月31日までに法科大学院の課程を修了する見込みの者として出願する場合は、電子出願はできません。

ウ 出願期間

平成22年11月24日(水)から平成22年11月30日(火)まで

なお、法務省オンライン申請システムの利用時間は、午前8時30分から午後8時まで(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。)です。

エ 受験手数料の納付

電子出願による受験手数料は**27,200円**です。

受験手数料は、国庫金電子納付システムを利用して納付することとなります。国庫金電子納付システムを利用して納付する方法には、インターネットバンキング、モバイルバンキング、電子納付対応のATM等がありますが、詳しくは日本銀行ホームページ内「電子納付の利用方法」(http://www.boj.or.jp/type/exp/kokko_denshi/kokko_a.htm)を御覧いただくか、各金融機関にお問い合わせください。

受験手数料は、必ず、上記ウの出願期間内に納付手続を行ってください。出願期間内に納付さ

れない場合は受理しません。

オ 添付書類

受験資格を証明する書類（受験者IDを入力している場合は不要），住民票（住民票コードを入力している場合は不要），その他出願に必要な書類（「3 提出書類」参照）については別途郵送していただきます。その際は，封筒の表に赤字で「平成23年新司法試験電子出願・添付書類在中」と記載し，必ず郵便局の窓口で「書留」扱いにして発送してください。

添付書類の郵送提出締切日 平成22年12月7日（火）（消印有効）

2 新司法試験及び旧司法試験の併願

- (1) 同一年において，新司法試験及び旧司法試験の両方を受験することはできません。あらかじめ選択して出願するところにより，いずれか一方のみを受験することができます(12ページ「参考2 受験資格」参照)。
- (2) 平成23年3月31日までに法科大学院の課程を修了する見込みの者は，平成23年新司法試験の受験の出願をした後においても，重ねて平成23年度旧司法試験の受験を出願することができます。ただし，平成23年3月31日までに法科大学院の課程を修了したときは，旧司法試験の受験に係る出願の取下げがあったものとみなされますので，新司法試験のみを受験することとなり，旧司法試験は受験できません（司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第8条第1項の選択の手続を定める省令（平成17年法務省令第85号）第2項）。

3 提出書類

出願には次の書類が必要です。書類が誤っていたり，不足している場合には受理しません。なお，電子出願の場合，添付書類は郵送で提出してください。

(1) 平成23年新司法試験受験願書（出願用紙に必要事項を記載したもの）

以下のものを出願用紙にはり付け，別添の「出願用紙の記入要領」をよく読んで必要事項を記入してください。

※ 出願用紙は機械で読み取りますので，かい書で丁寧に記入してください。

はり付けるもの	注 意 事 項 等
ア 写 真	写真の裏面に氏名及び生年月日を記入の上，全面をのり付けし，所定の箇所にしっかりとはり付けてください。 写真の規格 1 出願者本人のみ写っているもの 2 出願前6月以内に撮影したもの 3 正面・無帽・無背景のカラー写真であること 4 写真の大きさが縦50mm×横40mmのもの 5 頭頂から顎までが25mmから35mm程度のもの 6 受験時に眼鏡を使用する場合は眼鏡をかけて撮影したもの ※ 写真は機械で読み取りますので，不鮮明なものなど，受験写真として不適当なものは差し替えをお願いすることがあります。
イ 受験手数料	28,000円分の収入印紙を，消印しないで，4枚以内で所定の箇所にはり付けてください。 <u>現金・郵便切手・登記印紙・都道府県発行の収入証紙等は不可</u>

(2) 添付書類

書類名	注意事項等
ア 受験資格を証明する書類 (法科大学院課程修了見込証明書, 法科大学院課程修了証明書)	<p>出願用紙の「⑫ 受験者ID」欄に「受験者ID」(4ページ「4 受験資格の証明」参照)を記載した場合は提出不要です。</p> <p>これまでに受験者IDを取得していない場合又は「受験資格確認通知書」等の紛失等により「受験者ID」が不明な場合は、4ページ「4 受験資格の証明」をよく読み、必要な書類を提出してください。</p> <p>また、旧司法試験において受験者IDを取得している方で、過去に新司法試験に出願したことのない方、又は、前回新司法試験に出願したときと異なる受験資格で出願する方は、受験者IDを記入のうえ、同様に必要な書類を提出してください。</p>
イ 住民票(住民票記載事項証明書), 在外公館が発行する在留証明書又は外国人登録原票記載事項証明書	<p>出願用紙の「⑦ 住民票コード」欄に、各市区町村から配布されている住民票コードを記載した場合は提出不要です。</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)に参加していない市町(東京都国立市, 福島県東白川郡矢祭町)にお住まいの場合は、必ず住民票を提出してください。</p> <p>なお、住民票コードを失念された方は、確認方法についてお住まいの市区町村にお問い合わせください。</p> <p>住民票は次の点に注意して提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出願前6月以内に交付されたもの ・ 本籍, 世帯主及び続柄の記載の有無は問いません。 ・ コピーや認証印のないものは受理しません。 <p>※ 後記ウの戸籍抄本等を提出した場合は、住民票の提出は不要です。</p>

添付書類 (該当者のみ)

書類名	注意事項等
ウ 戸籍抄本又は除籍抄本	<p>次に該当する場合は、氏名変更等の経緯が確認できる書類(戸籍抄本・除籍抄本等)を提出してください(別添「出願用紙の記入要領」参照)。</p> <p>なお、戸籍抄本等を提出した場合は、前記イの住民票の提出は不要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新司法試験において旧姓(戸籍上の旧氏名)による受験を希望する場合 ② 過去に新司法試験又は平成16年度以降に実施された旧司法試験第二次試験に出願した者で、最後の出願時の氏名と現在の氏名が異なる場合 ③ 司法試験委員会が法科大学院に対し、受験資格の照会を行うことに同意する者で、法科大学院において使用していた氏名と現在の氏名が異なる場合 ④ 司法試験委員会が法科大学院に対し、受験資格の照会を行うことに同意しない者で、法科大学院課程修了証明書又は法科大学院課程修了見込証明に記載されている氏名と現在の氏名が異なる場合 <p>※ 旧姓による受験を希望した場合は、受験者への通知, 合格発表等における氏名は旧姓となりますが、合格証書については戸籍上の氏名が記載されます。</p>
エ 受験特別措置申出書及び障害や傷病の程度を証明する書類	<p>視覚障害, 肢体障害, その他身体に障害等があるため、新司法試験の受験に際し特別措置を希望する場合は、出願用紙の「⑮ 受験特別措置希望の有無」欄に、コード「1」を記入し、8ページ「第7 身体に障害や傷病等がある場合の受験特別措置」に従い、新司法試験身体障害者等受験特別措置申出書及び障害や傷病の程度を証明する書類等を提出してください。</p>

4 受験資格の証明

受験資格の証明方法は次のとおりですので、希望する証明方法を選択して出願してください。

受験者IDは、「受験資格確認通知書」(過去に受験した新司法試験の受験票とともに送付)又は平成20年以降の新司法試験成績通知書に記載されています。

※ 旧司法試験において受験者IDを取得している方で、過去に新司法試験に出願したことのない方、又は、前回新司法試験に出願したときと異なる受験資格で出願する方は、「(2) 受験者IDを取得していない場合」の手続を行ってください。

(1) 受験者IDを取得している場合	ア 受験者IDを出願用紙の「⑫ 受験者ID」欄に記載する場合	受験資格を証明する書類の提出は不要です。(※1)	
	イ 受験者IDを出願用紙の「⑫ 受験者ID」欄に記載しない場合	受験資格確認通知書等の紛失等により「受験者ID」が不明の場合には、下記(2)の例により、再度、受験資格の証明を行ってください。	
(2) 受験者IDを取得していない場合	受験資格の証明方法について、次のうちいずれかを選択し、下記に従って必要書類を提出してください。 ア 司法試験委員会が法科大学院に対し、受験資格の照会を行うことに同意する。 イ 司法試験委員会が法科大学院に対し、受験資格の照会を行うことに同意しない。		
	ア 同意する場合	出願用紙の「⑪ 受験資格証明」の「同意」欄に「1」を記入し、「学籍番号」欄に学籍番号を記入します。この場合、受験資格を証明する書類の提出は不要です。(※1)	
	イ 同意しない場合	a 法科大学院の課程を修了している者	出願時に「法科大学院課程修了証明書」を提出
		b 平成23年3月31日までに法科大学院の課程を修了する見込みの者(※2)	① 出願時に「法科大学院課程修了見込証明書」を提出 ② 法科大学院課程修了後に「法科大学院課程修了証明書」を提出(※3)
	右記のとおり、2種類の証明書の提出が必要となります。		

※1 受験資格を確認できない場合は、受験資格を証明する書類の提出を求めることがありますので、その場合には、指定した期間内に必ず提出してください。

※2 出願時点では受験資格を有しないが、平成23年3月31日までに法科大学院の課程を修了し、受験資格を取得する見込みの者を指します。

※3 ②の郵送提出締切日は平成23年4月5日(火)(消印有効)とします。

表に赤字で「新司法試験追完書類在中」と記載した適宜の封筒で、必ず郵便局の窓口で「書留」扱いとしてください。

上記証明書が期限内に提出されないときは、出願用紙等は受理せず、返却することとなりますので、必ず期限内に提出してください。

第3 出願後の記載事項の変更

1 氏名、郵便物送付先住所(郵便番号)、電話番号又は本籍地の変更

遅滞なく、変更届を司法試験委員会あてに提出してください(封筒の表には、赤字で「新司法試験変更届在中」と記載してください。)

変更届には、試験地、受験者ID(付与されている場合)、氏名(フリガナ)、生年月日を明記の上、氏名、郵便物送付先住所(郵便番号)、電話番号又は本籍地のうち、変更のあった事項(変更前・後)を記載してください(様式は法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)参照)。ただし、本籍地の変更については、都道府県が変更になる場合のみ提出してください。同一都道府県内での本籍地変更については届出不要です。

また、受験票を受け取った後は、受験番号も記載してください。

住民票等の添付は不要ですが、氏名及び本籍地変更の場合は、変更を証明する戸籍抄本等を添付してください。

試験終了後においても手続の方法は同様です。

※ 郵便物送付先住所の変更については、必ず郵便局への転居届の提出手続も行ってください。

2 試験地の変更

原則として認めません。ただし、遠隔地への転勤等やむを得ない事情がある場合は、申請書(適宜の用紙に、受験者ID(付与されている場合)、氏名(フリガナ)、生年月日、住所及び電話番号を明記の上、試験地(変更前・後)を記載したもの。)に当該事情を証明する書類(転勤の場合は辞令等の写し)を添付の上、平成23年4月1日(金)(消印有効)までに申請してください。期限を過ぎた場合は、受け付けません。

3 選択科目の変更

理由のいかんを問わず認めません。

第4 受験者に交付される書類

受験者には、次表の書類が交付されます。

交付書類	交付の時期	取 扱 い 等
1 受験票	平成23年4月18日(月)発送予定	(1) 受験願書の郵便物送付先住所あてに受験票を郵送します。 平成23年4月22日(金)までに到着しない場合は、司法試験委員会に問い合わせてください。 (2) 受験票は窓付き封筒に封入されており、受験番号シール(バーコード)が同封されていますので、受験票及び受験番号シールは、試験当日に必ず持参してください。 (3) 受験番号シールは各試験科目の答案用紙ごとに1枚ずつ指定された場所にはり付けますので、絶対に紛失しないよう注意してください。
2 受験資格確認通知書	1に同じ	(1) 受験票に「受験資格確認通知書」が添付されます。 (2) 受験資格確認通知書は、司法試験委員会において受験資格を確認したことを証明する書面です。受験資格確認通知書に記載されている「受験者ID」は、受験歴の確認及び司法試験委員会への問い合わせ等に使用しますので、受験票と切り離し、大切に保管してください。次回の出願以降、出願用紙に「受験者ID」を記載した場合は、修了証明書を提出する必要はありません。 なお、受験資格確認通知書の記載内容に誤り等がある場合は、司法試験委員会に連絡してください。
3 成績通知書(短答式試験)	平成23年6月中旬発送予定	短答式試験及び論文式試験の全科目を受験した場合は、短答式試験の成績を通知します。
4 成績通知書(論文式試験及び総合評価)	平成23年9月下旬発送予定	(1) 短答式試験及び論文式試験の全科目を受験し、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た場合は、論文式試験の成績を通知します。 (2) 論文式による筆記試験の全科目につき最低ラインに達している場合は、総合評価の総合得点及び順位を通知します。
5 合格通知書	4に同じ	合格及び合格証書授与の手続等について通知します。

第5 個人情報の取扱い

出願及び試験により取得した個人情報は、試験の実施、合否判定及び司法試験制度の検討に関する資料の作成並びに法科大学院における教育の充実に図るために利用します。

第6 受験上の注意事項

1 携行品

- (1) 受験票
- (2) 受験番号シール(バーコード)
- (3) 筆記具
 - ・ B又はHBの鉛筆(シャープペンシルでマークシート用紙にマークした場合は、正確に読み取れないおそれがあるので、シャープペンシルの使用は不可)
 - ・ プラスチック製消しゴム
 - ・ 黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)

2 注意事項

- (1) 試験開始時刻までに入室しない場合は、当該科目及びその他の科目について、受験できません。
- (2) 試験場内では掲示内容をよく確認し、試験監督員及び施設関係者の指示に従ってください。
- (3) 試験室内では、携帯電話等の通信機器の使用はできません。必ず電源を切ってかばんにしまってください。
- (4) 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- (5) 問題検討のためのラインマーカー、色ペン及び色鉛筆の使用は、問題用紙及び論文式試験において配布される答案構成用紙(下書き用紙)に限り許可します。
- (6) 試験時間中は、受験票、時計又はストップウォッチ(計時機能のみのものに限り、アラーム等音の出る機能の使用は不可)及び前記1(3)の筆記具(ラインマーカー、色ペン及び色鉛筆を含む。)以外のもの(定規、付せん、筆記具入れ等)は机上又は机の中に置かず必ずかばんの中に入れてください。ただし、受験特別措置の申出(8ページ「第7 身体に障害や傷病等がある場合の受験特別措置」参照)により服用を認められた薬等、司法試験委員会から認められたものは除きます。
- (7) 次の場合は、論文式試験の答案は零点となります。
 - ・ 指定の筆記具(黒インクのボールペン又は万年筆)以外で記載された答案
 - ・ 解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案
 - ・ 受験願書に記載した選択科目とは異なる科目について解答した答案
 - ・ 第1問、第2問の答案用紙を取り違えた答案(ただし、正規の手続によって答案用紙の取違いの訂正を申し立てた者の答案を除く。)
- (8) 試験室内及び試験時間中の喫煙や飲食は禁止します。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトルに入った飲料は持ち込んで飲むことができますが、机上に容器を置かず、必ずふたを閉めて足下に置き、机上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損しないよう十分に注意してください。
- (9) 試験時間中のトイレは禁止します。ただし、やむを得ない場合には黙って手を挙げ、試験監督員の指示に従ってください。勝手に席を立ったり、携帯電話等の不要物を所持することは禁止します。
- (10) 空調設備等により着席位置によっては寒暖の差が生ずる可能性がありますので、服装には十分に注意してください。
- (11) 試験時間中に日常的な生活騒音等(監督員の巡回による足音・監督業務上必要な打合せなど、航空機・自動車・風雨・空調の音など、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音など、照明の点滅など)が発生した場合でも救済措置は行いません。
- (12) 納付された受験手数料は、試験を受けなかった場合においても返還されません(司法試験法(以下「法」という。)第11条第2項)。
- (13) 法第10条(合格の取消し等)又は司法試験法施行規則(以下「施行規則」という。)第5条(受験者が守るべき事項等)に違反した場合は法に基づき処分されることがあります。
- (14) 新司法試験の出願をしても実際に受験(論文式による筆記試験開始時に試験室内に在室していた場合に受験したものとなります。)しなければ新司法試験の受験回数制限の対象とはなりません。**欠席に関しての事前・事後の届け出は不要です。**
- (15) 災害等が発生した場合における試験実施に関する情報については、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)を御覧いただくか司法試験委員会までお問い合わせください。
なお、試験当日における災害・交通機関遮断等の際の緊急連絡先は以下のとおりです。
090-7195-0722又は090-8776-0091

第7 身体に障害や傷病等がある場合の受験特別措置

視覚障害、肢体障害、その他身体に障害等がある場合は、障害等の種類・程度に応じた特別の措置を行います。また、出願後、不慮の事故などにより負傷した場合などにも、身体に障害のある場合に準じた受験特別措置を行います。申出が試験日の直前である場合や申出内容によっては、対応できないことがあります。詳細については、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/>) を御覧いただくか、司法試験委員会に照会してください。

1 受験特別措置の申出

申出に際しては、次の書類を取りそろえて、**出願時に提出**してください。司法試験委員会指定の申出書及び診断書については、司法試験委員会にお問い合わせの上、取り寄せてください（前記法務省ホームページからもダウンロードできます。）。

- (1) 「新司法試験身体障害者等受験特別措置申出書」
受験特別措置を申し出る本人が作成してください(代筆可)。
- (2) 「法科大学院における特別措置の状況について」
法科大学院の定期試験等において、何らかの特別措置が講じられている場合には、法科大学院に対し、本書面に必要事項を記入するよう依頼してください。
本書面は、受験特別措置申出書とともに提出してください。
既に法科大学院の課程を修了している場合は、修了した法科大学院において講じられていた措置の状況について、本人が作成して提出してください（代筆可）。
- (3) 医師の診断書及び身体障害者手帳の写しなどの障害や傷病の程度を証明する書類
視覚障害（弱視）又は肢体障害の場合は、司法試験委員会指定の診断書を提出してください。
- (4) 補聴器の持参使用を申し出る場合は、補聴器の種類・形状が特定できる書面（使用説明書又はカタログ等の写しなど）を提出してください。なお、電波受信機能（FM式など）を利用した補聴器は使用できません。
- (5) 提出された書類については、司法試験委員会において調査し、必要に応じ、書類を追加提出していただく場合があります。

2 受験特別措置の実施方法等についてのお知らせ

個別の受験特別措置の実施方法等については、申出者あてに平成23年4月下旬ころ、郵送によりお知らせする予定です。

3 受験特別措置の対象となる障害の種類・程度及び特別に措置する事項

特別措置の対象となる障害の種類・程度及び特別に措置する事項例は、次のとおりです。

(1) 視覚障害

ア 特別措置の対象となる障害の程度

区 分	特 別 措 置 の 対 象 と な る 障 害 の 程 度
視 覚 障 害	I 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.04以下の者 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上の者
	II 良い方の眼の視力が0.15以下の者 両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者
	III 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.60以下の者
	IV 上記区分以外の視覚障害を有する者

イ 特別に措置する事項

区 分	特 別 に 措 置 す る 事 項
視 覚 障 害	Iに該当する者 パソコン用電子データによる出題及び点字による出題 パソコンを使用した答案作成又は点字による答案作成 パソコン用電子データによる司法試験用法令集の貸与【論文式試験】
	I又はIIに該当する者 試験時間延長
	II又はIIIに該当する者 文字式解答【短答式試験】 ※ 文字式解答には、①チェック方式(通常のマークシート用紙の選択肢の欄にチェックする方法)と②算用数字記入方法(選択肢の数字を記入する方法)があります。
	II～IVのいずれかに該当する者 拡大した問題集の配布 拡大した答案用紙の配布 拡大した司法試験用法文の貸与【論文式試験】

3 受験特別措置の対象となる障害の種類・程度及び特別に措置する事項（続き）

(2) 肢体障害

ア 特別措置の対象となる障害の程度

区 分	特 別 措 置 の 対 象 と な る 障 害 の 程 度
肢 体 障 害	I 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能な上に、手指によるパソコンの操作が不能であり、パソコンの操作に著しく時間を要するもの
	II 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、筆記による解答が不可能なもの
	III 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、健常者に比し筆記速度が著しく遅いもの
	IV 体幹又は上肢の機能障害を有する者で、指定した方法による解答が困難なもの

イ 特別に措置する事項

区 分	特 別 に 措 置 す る 事 項	
肢 体 障 害	I 又は II に該当する者 パソコンを使用した答案作成	
	I 又は III に該当する者 試験時間延長	
	III 又は IV に該当する者	拡大した答案用紙の配布
		文字式解答【短答式試験】 ※ 文字式解答には、①チェック方式(通常のマークシート用紙の選択肢の欄にチェックする方法)と②算用数字記入方法(選択肢の数字を記入する方法)があります。

(3) 補足事項

前記基準に該当しない特別措置については、個別に審査を行います。詳細については司法試験委員会に照会してください。

第8 参考事項

参考1 新司法試験

1 目的

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験であり、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行われます(法第1条第1項、第3項)。

2 試験科目

(1) 試験は短答式(択一式を含む。以下同じ。)及び論文式による筆記の方法により行われます(法第2条)。短答式試験と論文式試験は同時期に行われ、受験者全員が両方の試験を受けることとなります。

短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次の科目について行われます(法第3条第1項)。

- ・ 公法系科目(憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。以下同じ。)
- ・ 民事系科目(民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。以下同じ。)
- ・ 刑事系科目(刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。以下同じ。)

(2) 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次の科目について行われます(法第3条第2項)。

- ・ 公法系科目
- ・ 民事系科目
- ・ 刑事系科目
- ・ 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目(選択科目)

(3) 選択科目は、次の8科目とされています(施行規則第1条)。

- ・ 倒産法
- ・ 租税法
- ・ 経済法
- ・ 知的財産法
- ・ 労働法
- ・ 環境法
- ・ 国際関係法(公法系)
- ・ 国際関係法(私法系)

3 合格者の決定方法

合格者の判定は、短答式試験の合格に必要な成績を得た者について、短答式試験及び論文式試験の成績を総合して行われます(法第2条第2項)。なお、合格者は、司法試験考査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会によって決定されます(法第8条)。

参考2 受験資格

平成23年の司法試験(新司法試験)の受験は、法科大学院の課程を修了した者に限られます。**法第4条に、受験資格が規定**されています。

※ 平成23年3月31日までに法科大学院の課程を修了する見込みの者については、同課程を修了する見込みであることを証する書面を添付することにより出願することができますが、平成23年4月5日(火)までに、受験資格を有することを証する書面を提出する必要があります。施行規則第3条第3項に規定されています。

○ 司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)(抄) (司法試験の受験資格等)

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において、三回の範囲内で受けることができる。

- 一 法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十五条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。)の課程(次項において「法科大学院課程」という。)を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間
- 二 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格(同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。)に対応する受験期間(前項各号に定める期間をいう。以下この項において同じ。)においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。前項の規定により最後に司法試験を受けた日後の最初の四月一日から二年を経過するまでの期間については、その受験に係る受験資格に対応する受験期間が経過した後であつても、同様とする。

○ 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三十八号)(抄) 附 則(抄)

(新司法試験及び旧司法試験の受験)

第八条 平成十八年から平成二十三年までの各年においては、法務省令で定める手続に従い、あらかじめ選択して出願するところにより、新司法試験又は旧司法試験のいずれか一方のみを受けることができる。

2 新法第四条第一項第一号の受験資格(同号に規定する法科大学院課程の修了をいう。以下この条において同じ。)に基づいて新司法試験を受けようとする者が、その受験前に旧法の規定による司法試験の第二次試験又は旧司法試験の第二次試験の受験(当該新司法試験の受験に係る受験資格を得る前の受験については、当該受験資格を得た日前二年間のものに限る。以下この条において「旧司法試験等の受験」という。)をしているときは、その旧司法試験等の受験(次項の規定により他の受験資格に基づく新司法試験の受験とみなされたものを除く。)を、当該受験資格に基づいて既にした新司法試験の受験とみなして、新法第四条第一項の規定を適用する。

3 前項に規定するもののほか、新法第四条第一項第一号の受験資格に基づいて新司法試験を受けた者については、当該新司法試験の受験前の旧司法試験等の受験及び当該新司法試験の受験後の旧司法試験の第二次試験の受験を、当該受験資格に基づく新司法試験の受験とみなして、同条の規定を適用する。

○ 司法試験法施行規則(平成十七年法務省令第八十四号)(抄) (出願手続)

第三条 (略)

3 第一項の規定により司法試験委員会が定める出願期間の終期(当該司法試験を行う日が属する年の三月三十一日前である場合に限る。)において当該出願期間の終期後最初の三月三十一日(以下「基準日」という。)までに法科大学院の課程を修了する見込みである者が同項の規定により受験願書を提出しようとするときは、同項ただし書に定める場合を除き、受験資格を有することを証する書面に代えて、基準日までに当該法科大学院の課程を修了する見込みであることを証する書面を添付した上、基準日以降の司法試験委員会が定める期日までに、受験資格を有することを証する書面を司法試験委員会に提出しなければならない。

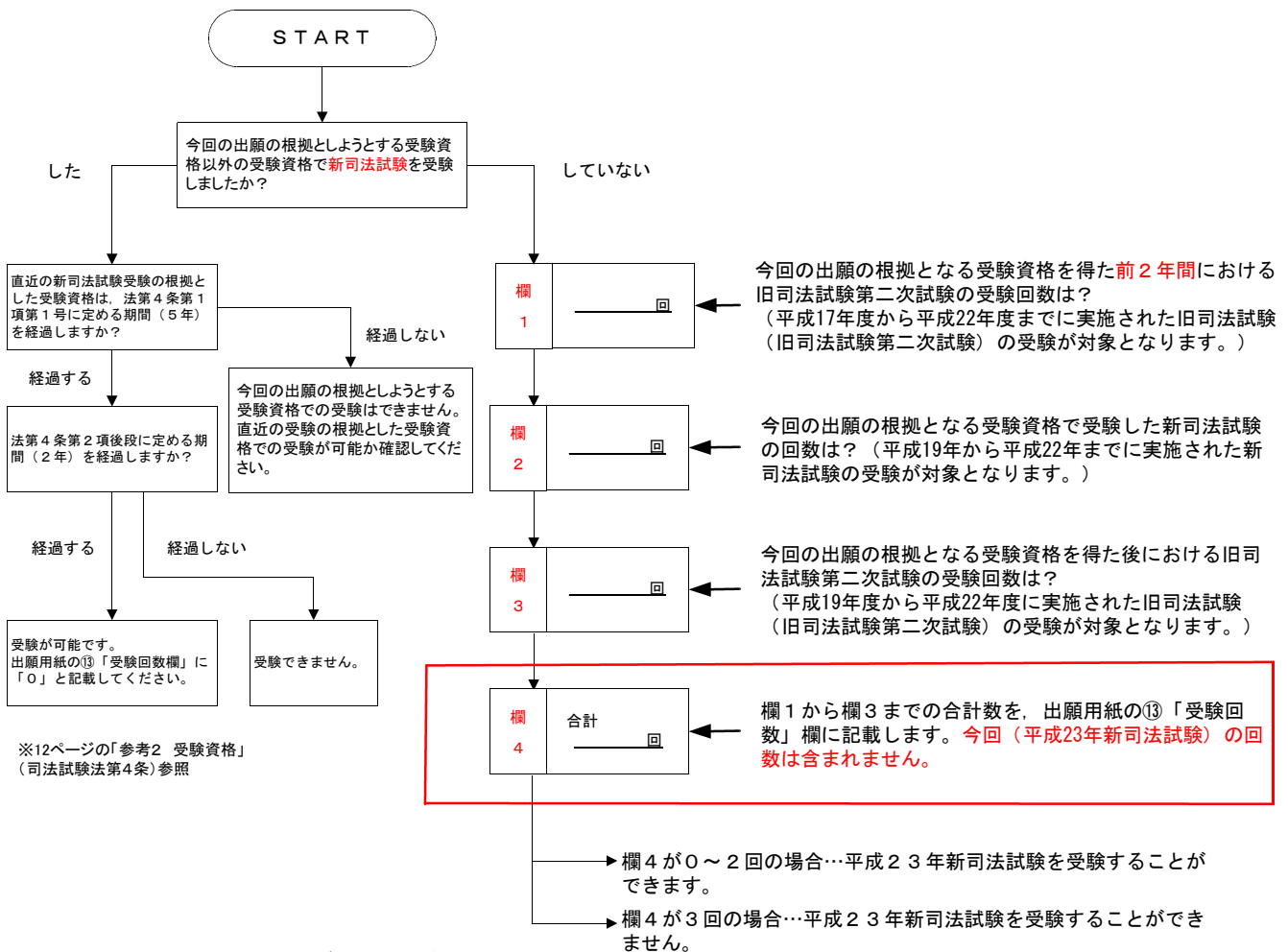
参考3 受験資格確認フロー

例えば、平成20年4月に法科大学院に入学した者が、平成23年3月に法科大学院の課程を修了し、新司法試験を受験する場合には、平成21年度及び平成22年度旧司法試験第二次試験の受験は、新司法試験の受験回数制限の対象となります。

これは、法科大学院の課程の修了前2年間における旧司法試験第二次試験の受験が、新司法試験の受験回数制限の対象となるためです。なお、司法試験の出願をしても実際に受験しなければ対象とはなりません。

【平成23年新司法試験受験用】

次のフローにより、受験回数の確認を行ってください。



○ 欄1，欄2及び欄3の対象となる試験

受験資格を得た日 (法科大学院課程修了)	欄1の対象となる試験	欄2の対象となる試験	欄3の対象となる試験
①平成19年3月	平成17,18年度旧司法試験	平成19～22年新司法試験	平成19～22年度旧司法試験
②平成20年3月	平成18,19年度旧司法試験	平成20～22年新司法試験	平成20～22年度旧司法試験
③平成21年3月	平成19,20年度旧司法試験	平成21,22年新司法試験	平成21,22年度旧司法試験
④平成22年3月	平成20,21年度旧司法試験	平成22年新司法試験	平成22年度旧司法試験
⑤平成23年3月(予定)	平成21,22年度旧司法試験		

○ 受験回数確認方法

設例 1 (平成19年3月に法科大学院課程を修了した場合)

受験資格を得た日	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年
平成19年3月	欄1の範囲		欄2, 3の範囲				
例 A		旧司法試験を受験	新司法試験を受験				新司法試験を受験
例 B				新司法試験を受験		旧司法試験を受験	新司法試験を受験

受験回数確認の例

例	欄1	欄2	欄3	欄4 (平成23年を含めない受験回数)	平成23年を含めた受験回数
例A	1回	1回	0回	2回	3回
例B	0回	1回	1回	2回	3回

設例 2 (平成21年3月に法科大学院課程を修了した場合)

受験資格を得た日	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年
平成21年3月	対象外		欄1の範囲		欄2, 3の範囲		
例 A		旧司法試験を受験	旧司法試験を受験	旧司法試験を受験			新司法試験を受験
例 B					旧司法試験を受験		新司法試験を受験
例 C					新司法試験を受験		新司法試験を受験

受験回数確認の例

例	欄1	欄2	欄3	欄4 (平成23年を含めない受験回数)	平成23年を含めた受験回数
例A	2回	0回	0回	2回	3回
例B	0回	0回	1回	1回	2回
例C	0回	1回	0回	1回	2回

設例 3 (平成23年3月に法科大学院課程を修了予定の場合)

受験資格を得た日	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年
平成23年3月	対象外				欄1の範囲		
例 A		旧司法試験を受験		旧司法試験を受験	旧司法試験を受験	旧司法試験を受験	新司法試験を受験
例 B					旧司法試験を受験		新司法試験を受験
例 C	旧司法試験を受験	旧司法試験を受験		旧司法試験を受験			新司法試験を受験

受験回数確認の例

例	欄1	欄2	欄3	欄4 (平成23年を含めない受験回数)	平成23年を含めた受験回数
例A	2回	0回	0回	2回	3回
例B	1回	0回	0回	1回	2回
例C	0回	0回	0回	0回	1回